

学校教育法の一部を改正する法律案要綱

第一 公立又は私立の大学等に係る認可事項の見直し

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学（以下「公立又は私立の大学等」という。）を設置する者は、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない学部を設置等を行う場合には、認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることとする事。（第四条第二項関係）

二 文部科学大臣は、届出が法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする事。（第四条第三項関係）

第二 法令違反状態の大学等の改善

一 文部科学大臣は、公立又は私立の大学等が、設備、授業等について法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとする事。（第十五条第一項関係）

二 文部科学大臣は、勧告によってもなお状況が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命

じ、なお改善されない場合には、勧告に係る組織の廃止を命ずることができるとすること。（第十条第二項及び第三項関係）

三 文部科学大臣は、勧告、変更命令又は組織の廃止命令をなすために必要があるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとすること。（第十五条第四項関係）

第三 専門職大学院制度の創設

一 大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確にするとともに、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とすること。（第六十五条第一項及び第二項関係）

二 大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。（第六十八条の二第一項関係）

第四 認証評価制度の創設

一 大学は、当該大学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。（第六十九条の三第一項及び第二項関係）

二 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の教育研究の状況について、定期的に、認証評価を受けるものとする。 (第六十九条の三第三項関係)

三 文部科学大臣の認証は、申請により行うものとし、申請の内容が、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること等一定の要件に適合しているときは、認証するものとする。 (第六十九条の四第一項、第二項及び第三項関係)

四 認証評価機関は、評価結果の大学への通知及び公表等を行うとともに、一定の事項の変更又は業務の休止若しくは廃止について、あらかじめ、文部科学大臣に届け出るものとする。 (第六十九条の四第四項及び第五項関係)

五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施の確保のため、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとともに、認証評価機関が法令で定める一定の要件に適合しなくなったと認めるとき等は、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、なお改善されないときは、その認証を取り消すことができることとする。 (第六十九条の五関係)

六 認証評価に係る規定は、高等専門学校に準用すること。 (第七十条の十関係)

第五 審議会等への諮問

- 一 文部科学大臣は、法令の規定に違反していると認められる公立又は私立の大学等に対し命令等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。こと。 (第六十条の二関係)
- 二 文部科学大臣は、評価機関の認証等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。こと。 (第六十九条の六関係)

第六 施行期日等

- 一 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成十六年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 二 この法律施行の際現にされている認可の申請であつて、改正後の学校教育法の規定に基づき届出に該当するものは、改正後の同法の規定によりされた届出とみなすこととする。 (附則第二条関係)
- 三 学校教育法の改正に伴い、私立学校法及び税理士法の一部を改正すること。 (附則第四条から第六条関係)